

○北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画

制 定 平成15年2月 7日
最近変更 令和 4年2月10日

第1章 目的

本計画は、地方自治法第291条の7及び北しりべし廃棄物処理広域連合規約第5条の規定に基づき、北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）と関係市町村の基本的役割及び事務分担を明らかにし、一般廃棄物中間処理施設（以下「処理施設」という。）の整備、管理及び運営に関する事務を総合的かつ計画的に実施することで、北後志地域における一般廃棄物を適正に処理することを目的に策定します。

第2章 広域連合と関係市町村の基本的役割

第1章の目的を達成するため、広域連合と関係市町村は、次のような基本的な役割を果たしながら、一般廃棄物の適正処理を推進します。

1 広域連合

関係市町村と連絡調整を図りながら、処理施設の適切な管理及び運営を行うとともに、今後の施設整備の方針を定めます。

2 関係市町村

本計画に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び最終処分を計画的かつ円滑に推進します。

第3章 北後志地域の一般廃棄物の排出量等の状況

第1節 一般廃棄物の排出量の状況

1 一般廃棄物の年度別排出量

- (1) 平成28年度から令和2年度までの一般廃棄物の年度別排出量は、表1のとおりです。なお、北しりべし広域クリーンセンターの供用に併せて関係市町村がごみ減量化等施策を推進してきており、近年は緩やかな減少傾向で推移しています。
- (2) 令和2年度の一般廃棄物の排出量の総計は、52,544トンとなり、平成28年度の58,707トンと比較し、6,163トンの減、減少率では10.5%となりました。
- (3) 生活系の一般廃棄物（以下「生活系廃棄物」という。）では、平成28年度と比較し、2,738トンの減、減少率7.4%となりました。また、事業系の一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）では、3,425トンの減、減少率15.7%となりました。

表1 一般廃棄物の年度別排出量

(単位：トン)

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
生活系廃棄物	小樽市	29,294	28,632	28,211	27,570	27,308
	積丹町	555	530	530	516	492
	古平町	941	891	887	868	833
	仁木町	809	741	806	768	751
	余市町	4,994	4,797	4,658	4,625	4,475
	赤井川村	280	293	282	284	276
	小計	36,873	35,884	35,374	34,632	34,135
事業系廃棄物	小樽市	20,076	20,630	20,162	19,069	16,807
	積丹町	86	88	93	90	69
	古平町	117	121	121	122	123
	仁木町	129	144	140	156	159
	余市町	1,386	1,378	1,396	1,305	1,219
	赤井川村	40	43	39	36	32
	小計	21,834	22,405	21,950	20,778	18,409
計	58,707	58,288	57,325	55,410	52,544	

- ※1 生活系廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物の合計量です。なお、排出量は、広域連合が処理した量、関係市町村が独自に処理した量及び集団資源回収量の合計量になります。
- ※2 事業系廃棄物は、可燃ごみのみの量です。
- ※3 端数処理の影響で、小計・計は必ずしも一致しません。

2 一般廃棄物の種類別排出量の比較

- (1) 平成28年度と令和2年度の一般廃棄物の種類別排出量を比較すると表2のとおりです。
- (2) 生活系廃棄物のうち可燃ごみは759トンの減で減少率3.9%、不燃・粗大ごみは85トンの減で減少率1.4%、資源物は1,894トンの減で減少率16.9%となっています。また、事業系廃棄物の可燃ごみは3,425トンの減で減少率15.7%となっています。

表2 一般廃棄物の種類別排出量比較

(単位：トン)

種類	可燃ごみ		不燃・粗大ごみ		資源物		計		
	H28年度	R2年度	H28年度	R2年度	H28年度	R2年度	H28年度	R2年度	
生活系廃棄物	小樽市	15,401	14,765	4,796	4,876	9,096	7,667	29,294	27,308
	積丹町	355	339	45	26	155	127	555	492
	古平町	579	524	134	135	228	174	941	833
	仁木町	414	413	114	105	281	233	809	751
	余市町	2,740	2,706	841	687	1,414	1,082	4,994	4,475
	赤井川村	144	129	72	89	63	58	280	276
	小計	19,634	18,875	6,003	5,918	11,236	9,342	36,873	34,135
事業系廃棄物	小樽市	20,076	16,807	-	-	-	-	20,076	16,807
	積丹町	86	69	-	-	-	-	86	69
	古平町	117	123	-	-	-	-	117	123
	仁木町	129	159	-	-	-	-	129	159
	余市町	1,386	1,219	-	-	-	-	1,386	1,219
	赤井川村	40	32	-	-	-	-	40	32
	小計	21,834	18,409	-	-	-	-	21,834	18,409
計	41,468	37,284	6,003	5,918	11,236	9,342	58,707	52,544	

- ※1 端数処理の影響で、小計・計は必ずしも一致しません。

第2節 一般廃棄物の減量化の施策

関係市町村では、次のような一般廃棄物の減量化や資源化の施策を行ってきた実績から、着実にその効果が得られています。

1 生活系廃棄物の有料化

仁木町及び古平町が先行し、小樽市が平成17年、余市町及び赤井川村が平成18年、積丹町が平成19年から有料化を実施しています。

2 事業系廃棄物の減量化

小樽市では、生活系廃棄物より早く平成12年から事業系廃棄物の有料化実施するなど、事業系廃棄物の減量化を図ってきました。小樽市を除く5町村（以下「5町村」という。）では、生活系廃棄物と併せて有料化を実施するとともに、許可業者による収集の促進、資源化等を推し進め、事業系廃棄物の減量化にて努めています。

3 生ごみ対策

積丹町、古平町及び余市町ではコンポストや電動生ごみ処理機の購入に助成し、赤井川村では事業系ちゅうがい類の堆肥化を進めています。

4 資源物収集

資源物については、広域連合処理施設の受入に加えて、5町村がプラ類、古平町及び余市町が雑紙等を独自ルートで資源化しているほか、積丹町では衣類を拠点回収しており、小樽市、古平町及び仁木町では集団資源回収へ助成を行っています。また、小樽市、積丹町、古平町及び余市町では小型家電の拠点回収を実施しています。

第4章 事業計画

第1節 施設整備計画

1 北しりべし広域クリーンセンター

(1) 長寿命化総合計画

平成19年に供用を開始した当該施設の今後の在り方について定めるため、令和元年度に施設保全計画と延命化計画からなる長寿命化総合計画を策定しました。

(2) 基幹的設備改良工事

長寿命化総合計画において、当該施設の今後について検討した結果、当該施設を廃止し新たな施設を整備するよりも、大規模改修工事を実施し、現有施設を延命化する方が経済的に有利であるとの結論から、稼働後30年目に当たる令和18年度までを目標年度とし、当該施設を安定稼働させるため、令和5年度から令和8年度にかけて基幹的設備改良工事を実施します。

2 北後志リサイクルセンター

当該施設の設備については適宜更新していますが、建屋については現時点において著しい損傷は生じていないものの、老朽化が進んでいることから、適切な時期に今後のリサイクル業務の在り方等について関係市町村と検討し、その処理方針を決定することとします。

第2節 処理計画

1 一般廃棄物の排出見込量

(1) 可燃ごみ

関係市町村における令和4年度から令和8年度までの可燃ごみの排出見込量は、表3のとおりです。

表3 可燃ごみ排出見込量 (単位：トン)

年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活系廃棄物	小樽市	13,659	13,338	13,016	12,694	12,372
	積丹町	328	322	316	311	306
	古平町	485	471	457	442	428
	仁木町	393	389	385	381	377
	余市町	2,583	2,514	2,452	2,385	2,325
	赤井川村	123	121	118	116	114
	小計	17,572	17,155	16,744	16,329	15,921
事業系廃棄物	小樽市	18,497	18,306	18,115	17,925	17,734
	積丹町	87	86	85	84	84
	古平町	120	120	120	120	120
	仁木町	152	151	149	148	146
	余市町	1,320	1,311	1,303	1,294	1,286
	赤井川村	35	34	34	34	33
	小計	20,211	20,009	19,807	19,605	19,403
計	37,783	37,164	36,551	35,934	35,324	

※ 端数処理の影響で、小計・計は必ずしも一致しません。

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ

関係市町村における令和4年度から令和8年度までの不燃ごみ・粗大ごみの排出見込量は、表4のとおりです。

表4 不燃ごみ及び粗大ごみ排出見込量 (単位：トン)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小樽市	4,554	4,447	4,340	4,233	4,125
積丹町	25	22	25	24	24
古平町	114	111	107	104	101
仁木町	122	121	120	118	117
余市町	704	685	668	651	634
赤井川村	88	86	85	83	82
計	5,607	5,472	5,345	5,213	5,083

※1 見込量は、広域連合が処理する量と関係市町村が独自に処理する量の合計量です。

※2 端数処理の影響で、計は必ずしも一致しません。

(3) 資源物

関係市町村における令和4年度から令和8年度までの資源物の排出見込量は、表5のとおりです。

表5 資源物排出見込量

(単位：トン)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小樽市	8,130	8,150	8,170	8,191	8,211
積丹町	133	132	132	131	129
古平町	183	178	174	170	166
仁木町	233	230	228	226	223
余市町	1,098	1,079	1,061	1,043	1,024
赤井川村	57	57	56	55	55
計	9,834	9,828	9,821	9,814	9,807

※1 見込量は、広域連合が処理する量と関係市町村が独自に処理する量及び集団回収量の合計量です。

※2 端数処理の影響で、計は必ずしも一致しません。

2 処理対象物

広域連合が処理する一般廃棄物は、次のとおりとし、広域連合で処理しない一般廃棄物については、関係市町村が各々の廃棄物処理計画を基に独自で処理します。

(1) 生活系廃棄物

① 可燃ごみ（紙類、ちゅうかい類、布類、草木類）

② 不燃ごみ（ビニール類、プラスチック類、ゴム・皮革類、ガラス類、陶器類、石類、金属類）

③ 粗大ごみ（最大の辺又は径が1メートルを超えるもの、重量が50キログラムを超えるもの、0.1立方メートルの直方体の中に納まらないもの）

(2) 事業系廃棄物

可燃ごみ（紙類、ちゅうかい類、布類、草木類）

(3) 資源物

① 容器包装廃棄物（缶、びん、紙パック、段ボール、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）

② その他資源物（新聞、雑誌、書籍、電池類（鉛蓄電池を除く）、蛍光管、スプレー缶、小型家電）

3 今後の減量化等の施策

関係市町村は、次のとおり減量化及び資源化の施策を実施するものとします。

(1) 生活系廃棄物は、分別の徹底や資源化などの啓発を行います。また、事業系廃棄物についても、適正処理、排出抑制及び資源化を進めます。

(2) 生ごみ対策として、積丹町、古平町及び余市町は今後もコンポスト等の購入助成を継続して減量化を促進します。また、赤井川村は、事業系ちゅうかい類の堆肥化等により大幅に事業系ごみが減量化されましたが、今後も事業者の減量化意識の向上を図ります。

(3) 資源物は、分別収集品目の拡大に取り組むほか、集団資源回収については、小樽市、古平町及び仁木町は助成を継続し、余市町は地域住民の意識啓発を図るなど、活動の拡大及び推進に努めます。

(4) 小型家電リサイクルは、小樽市、積丹町、古平町及び余市町で今後も公共施設等に回収ボックスを設置して資源化を進めます。

第3節 処理施設の管理及び運営

1 北しりべし広域クリーンセンター（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）の概要

(1) ごみ焼却施設の処理規模

- ① ごみ焼却炉：197トン/日（98.5トン/日×2炉）
- ② 灰溶融炉：15トン/日（休止中）

(2) リサイクルプラザの処理対象品目等

- ① 資源化リサイクル施設は、缶、びん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、電池類（鉛蓄電池を除く）、蛍光管、スプレー缶、小型家電を処理します。

施設規模は、37.8トン/5hです。

- ② 破碎処理施設は、破碎機（低速及び高速）により、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎し、金属類を回収した後、適正に処理します。

施設規模は、36トン/5hです。

(3) 余熱利用

ごみ焼却施設の廃熱を回収し、蒸気タービン発電機（出力1,990kW）で発電し、北しりべし広域クリーンセンターの各設備に給電するほか、給湯にも利用します。

(4) 公害防止性能

公害防止性能は、表6のとおりです。排ガス、排水等は国の規制基準値以上に厳しい管理値を設定し、当該地域では規制を受けない騒音・振動・臭気については市街地の規制基準値を管理値として設定しています。なお、排水についてはプラント排水が無放流であるため、生活排水のみ管理値を設定しています。

表6 公害防止性能

項 目	管 理 値	基 準 値
1 排ガス		
ばいじん g/m ³ N	0.02以下	0.04以下
塩化水素 ppm	50以下	430以下
硫黄酸化物 ppm	50以下	K値規制 (K=8)
窒素酸化物 ppm	100以下	250以下
一酸化炭素 ppm	30以下	100以下
ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³ N	0.1以下	0.1以下
水銀 µg/m ³ N	50以下	50以下
2 排 水		
生物学的酸素要求量 mg/L	20以下（協定値）	160以下
化学的酸素要求量 mg/L	30以下（協定値）	160以下
浮遊物質 mg/L	10以下（協定値）	200以下
透視度 度	30以上（協定値）	—
その他生活環境項目（大腸菌群数ほか）	同右	各排出基準値
健康項目（カドミウムほか）	同右	各排出基準値
ダイオキシン類 pg-TEQ/L	10以下	10以下
3 騒 音		
昼 間 dB	65以下	当てはめなし
朝・夕 dB	55以下	
夜 間 dB	50以下	
4 振 動		
昼 間 dB	65以下	当てはめなし
夜 間 dB	60以下	

5 臭気			
特定悪臭物質(アンモニアほか) ppm	悪臭防止法に基づく規制値(A地域)		当てはめなし
6 溶融スラグ			
溶出基準(カドミウムほか) mg/L	同右		日本工業規格 A5031 及び A5032
含有量基準(カドミウムほか) mg/kg	同右		日本工業規格 A5031 及び A5032
金属鉄含有量 %	1 以下		当てはめなし
ダイオキシン類 ng-TEQ/g	0. 2 5 未満		3 以下
外観及び物理的性状	同右		日本工業規格 A5031 及び A5032
7 集じん灰			
溶出基準(カドミウムほか) mg/L	同右		埋立ての判定基準値
ダイオキシン類 ng-TEQ/g	0. 2 5 未満		3 以下

2 北しりべし広域クリーンセンターの管理及び運営

(1) 管理及び運営

北しりべし広域クリーンセンターの管理及び運営については、一部業務を除き長期包括性能発注方式により委託しています。

(2) 処理対象品目

関係市町村から排出される生活系及び事業系の可燃ごみ、5町村の家庭から排出される資源物(缶)、小樽市の家庭から排出される不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を受け入れ、処理します。

(3) 年度別処理計画量

令和4年度から令和8年度までの北しりべし広域クリーンセンターにおける処理計画量は表7に示しているとおります。

表7 北しりべし広域クリーンセンター 処理計画量 (単位：トン)

年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ごみ焼却施設	可燃ごみ	36,280	35,677	35,080	34,478	33,884
	不燃ごみ	2,347	2,292	2,236	2,181	2,126
リサイクルプラザ	粗大ごみ	2,208	2,156	2,104	2,052	2,000
	資源物	3,306	3,299	3,291	3,284	3,277
	小計	7,860	7,746	7,631	7,517	7,403
計		44,140	43,422	42,711	41,995	41,287

※1 可燃ごみは、生活系及び事業系可燃ごみのほか、可燃性粗大ごみ及び資源物処理残さ等を含みます。

※2 端数処理の影響で、小計・計は必ずしも一致しません。

(4) 副生成物

北しりべし広域クリーンセンターごみ焼却施設から発生する焼却残さについては、適正に薬剤処理等をした後、関係市町村の可燃ごみ搬入量に応じた量を搬出し、各市町村が埋立処分するものとします。北しりべし広域クリーンセンターリサイクルプラザから発生する破碎処理残さ等については、適正に搬出し、小樽市が埋立処分するものとし、資源化物については、適切な方法で再資源化業者へ搬出します。

3 北後志リサイクルセンターの管理及び運営

(1) 管理及び運営

北後志リサイクルセンターの管理及び運営については、一部業務を除き委託しています。

(2) 処理対象品目

5町村から排出されるびん、ペットボトル、紙類を受け入れ、選別、圧縮及び保管業務を行います。

(3) 年度別処理計画量

令和4年度から令和8年度までのびん等の処理計画量は、表8のとおりです。

表8 北後志リサイクルセンター 処理計画量 (単位：トン)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
びん	229	225	221	218	214
紙類	719	707	695	683	672
ペットボトル	111	109	107	105	103
計	1,058	1,041	1,023	1,006	989

※端数処理の影響で、計は必ずしも一致しません。

(4) 副生成物

北後志リサイクルセンターで処理した資源化物については、適切な方法で再資源化業者へ搬出します。

第5章 情報の公開

第1節 ホームページの活用

広域連合のホームページにより、予算、決算等のほか、北しりべし広域クリーンセンターの運転状況等についても情報発信します。

第2節 地域との共生

1 町内会との定期協議

広域連合、関係市町村、桃内町内会及び管理運営受託者の4者で構成する協議会を設置し、定期的に運転状況などの情報開示を行います。

2 施設見学者の受入れ

北後志管内の住民の施設見学を積極的に受け入れ、北しりべし広域クリーンセンターの設置目的と機能を理解してもらうことにより、ごみの分別やリサイクルの大切さについて啓発します。

第6章 関係市町村との連絡調整等

広域連合と関係市町村の連携のため、次の会議を組織し、連絡調整を図ります。

1 広域連合会議

広域連合長及び副広域連合長で構成し、広域連合議会の付議事件及び広域連合の事務執行における重要事項の協議を行います。

2 連絡調整会議

関係市町村と予算、条例の制定改廃等について、次の会議により事前協議を行います。

(1) 関係副市町村長会議

(2) 関係市町村主管部課長会議

第7章 広域計画の期間及び変更

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、計画期間の満了年度に変更します。ただし、広域連合長が必要と認める場合には随時変更することができます。